令和7年度における津幡町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

第1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、令和7年度における本町の障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

第2 調達方針

1 本方針の適用範囲

本方針は、津幡町の全組織における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設

本方針の対象となる施設は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。(別記)

3 調達を推進する物品等

障害者就労施設等が提供する全ての物品等とする。

4 物品等の調達目標

令和7年度に本町が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

調達目標金額

730,000円以上

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの調達を推進するため、次の取組みを行う。

(1)調達の推進に必要な情報の提供

福祉課は、障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、各所属に対してその情報を提供する。

(2) 随意契約の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令 第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

(3) 推進方法についての協議・検討

福祉課は、入札・契約担当課と物品等の調達の推進方法について協議、検討する。

第3 その他

- 1 本方針の策定及び情報提供に係る担当窓口は、福祉課とし、方針を策定したときは、窓口 に掲示する等の方法により公表する。
- 2 各課における調達実績については、福祉課において取りまとめ、その概要について当該会 計年度の終了後、窓口に掲示する等の方法により公表する。
- 3 物品等の契約に当たっては、津幡町物品等購入契約事務取扱規程(平成 15 年 6 月 25 日訓令第 13 号)等の関係規程の定めによるものとする。
- 4 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

5 本方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

(別記)

対象となる障害者就労施設等について

番号	就労施設等の種別	就労施設等概要説明
1	就労継続支援事業所	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとと
	(A型・B型)	もに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業
		所(障害者総合支援法第5条第14項)
2	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要
		な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
		(障害者総合支援法第5条第13項)
3	生活介護事業所	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介
		助等を行うとともに、創作活動又は生活活動の機会を提供
		する事業所 (障害者総合支援法第5条第7項)
4	障害者支援施設	障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護
		事業を行うものに限る。) (障害者総合支援法第 5 条第 11
		項)
5	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を
		行う事業所(障害者総合支援法第5条第25項)
6	小規模作業所	障害者基本法(昭和 45 年法律第84 号)第2条第1項に
		規定する障がい者の地域社会における作業活動の場とし
		て同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受
		けている施設
7	特例子会社	障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数
		や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の
		認定を受けた会社
8	重度障害者多数雇用	重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れる
	事業所	か継続して雇用している事業主
9	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら
		行う障がい者
10	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

附則

この方針は、令和7年6月1日から実施する。